

児童手当法改正に伴う経過措置

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後の整備法	政府案
<p>(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>第三十七条</u> 施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当法の規定による児童手当(次条において「旧児童手当」という。)に要する費用については、なお従前の例による。</p> <p><u>第三十八条</u> 施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当及び施行日の前日の属する年度以前の年度の児童育成事業(旧児童手当法第十九条の二第一項に規定する児童育成事業をいう。)に係る拠出金の徴収については、なお従前の例による。</p>	<p>(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>第四十一条</u> 施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当法の規定による児童手当(次条において「旧児童手当」という。)に要する費用については、なお従前の例による。</p> <p><u>第四十二条</u> 施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当及び施行日の前日の属する年度以前の年度の児童育成事業(旧児童手当法第十九条の二第一項に規定する児童育成事業をいう。)に係る拠出金の徴収については、なお従前の例による。</p>

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分、点線部分は認定子ども園法改正による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十九条（略）</p> <p>2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二二（略）</p> <p>三 幼稚園等 幼稚園、<u>幼保連携型認定こども園</u>その他保護者の委託を受けてその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう</p> <p>三の二～五（略）</p> <p>三～五（略）</p>	<p>（業務の範囲） 第十九条（略）</p> <p>2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二二（略）</p> <p>三 幼稚園等 幼稚園、<u>総合こども園</u>その他保護者の委託を受けてその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう</p> <p>三の二～五（略）</p> <p>三～五（略）</p>	<p>（業務の範囲） 第十九条（略）</p> <p>2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二二（略）</p> <p>三 幼稚園等 幼稚園<u>その他</u>保護者の委託を受けてその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。</p> <p>三の二～五（略）</p> <p>三～五（略）</p>

水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分、点線部分は認定ごども園法改正による影響部分）

修正後整備法による改正		附則	<p>6 整備事業で昭和六十年までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
読み替え る規定	読み替えられる 字句		
昭和 五十九 年度	昭和 六十年 度		
改 正 案		附則	<p>6 整備事業で昭和六十年までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
読み替え る規定	読み替えられる 字句		
昭和 五十九 年度	昭和 六十年 度		
現 行		附則	<p>6 整備事業で昭和六十年までの各年度において第一条第一項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
読み替え る規定	読み替えられる 字句		
昭和 五十九 年度	昭和 六十年 度		

過疎地域 自立促進 特別措置 法別表児 童福祉施 設の項	十分の五・五（ 国又は地方公共 団体以外の者が 設置する保育所 又は <u>幼保連携型</u> <u>認定こども園</u> に 係るものにあつ ては、三分の二 ）	三分 の二	前の 各年 度	十分の六（国 又は地方公共 団体以外の者 が設置する保 育所又は <u>幼保</u> <u>連携型認定こ</u> <u>ども園</u> に係る ものにあつて は、三分の二 ）
過疎地域 自立促進 特別措置 法別表児 童福祉施 設の項	十分の五・五（ 国又は地方公共 団体以外の者が 設置する保育所 又は <u>総合こども</u> <u>園</u> に係るものに あつては、三分 の二）	三分 の二	前の 各年 度	十分の六（国 又は地方公共 団体以外の者 が設置する保 育所又は <u>総合</u> <u>こども園</u> に係 るものにあつ ては、三分の 二）
過疎地域 自立促進 特別措置 法別表児 童福祉施 設の項	十分の五・五（ 国又は地方公共 団体以外の者が 設置する保育所 又は <u>総合こども</u> <u>園</u> に係るものに あつては、三分 の二）	三分 の二	前の 各年 度	十分の六（国 又は地方公共 団体以外の者 が設置する保 育所に係るも のにあつては 、三分の二）

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分、点線部分は認定こども園法改正による影響部分）

修正後整備法による改正	改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第一条第七項に規定する<u>幼保連携型認定こども園</u>（以下「<u>幼保連携型認定こども園</u>」）をいう。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助）</p> <p>第九条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校又は幼保連携型認定こども園</u>を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）<u>第二条第一項に規定する総合こども園</u>（以下「<u>総合こども園</u>」）をいう。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助）</p> <p>第九条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校又は総合こども園</u>を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助）</p> <p>第九条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>又は特別支援学校</u>を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。</p>

附則

(学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等に対する措置)

第一条 第三条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規定中学校法人には、当分の間、学校法人以外の私立の幼稚園の設置者(学校教育法附則第六条の規定により私立の幼稚園を設置する者をいう。次項において同じ。)及び学校法人等以外の幼保連携型認定こども園の設置者(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。)附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者(学校法人及び社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十一条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。)(を除く。))及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者をいう。次項において同じ。)(を含むものとする。

2 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者及び学校法人等以外の幼保連携型認定こども園の

附則

(学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等に対する措置)

第一条 第三条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規定中学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により私立の幼稚園を設置する者(次項において「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者」という。)及び総合こども園法の施行の日の前日において同条の規定により私立の幼稚園を設置していた者であつて当該幼稚園を廃止して総合こども園(当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。)を設置する者(社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十一条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。))を除く。同項において「学校法人等以外の総合こども園の設置者」という。)を含むものとする。

2 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者及び学校法人等以外の総合こども園の設置者(以

附則

(学校法人以外の私立の幼稚園の設置者に対する措置)

第一条 第三条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規定中学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により私立の幼稚園を設置する者(以下「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者」という。)を含むものとする。

2 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者に係る第十一条から第十四条までの規定の適用に

設置者（以下この条において「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等」という。）に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条 第三号	予算が	その帳簿	質問させ	学校法人の 関係者	第十二条 第一号	その業務	当該幼稚園若しくは幼 保連携型認定こども園 の経営に関する業務
		当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営に関する帳簿	当該幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園の経営に関し質問させ	幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園の経営に関する者			

下この条において「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等」という。）に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条 第三号	予算が	その帳簿	質問させ	学校法人の 関係者	第十二条 第一号	その業務	当該幼稚園若しくは総 合こども園の経営に 関する業務
		当該幼稚園又は総合こども園の経営に関する帳簿	当該幼稚園若しくは総合こども園の経営に関し質問させ	幼稚園若しくは総合こども園の経営に関する者			

については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条 第三号	予算が	その帳簿	質問させ	学校法人の 関係者	第十二条 第一号	その業務	当該幼稚園の経営に 関する業務
		当該幼稚園の経営に関する帳簿	当該幼稚園の経営に関し質問させ	幼稚園の経営に関する者			

				第十二条 第四号 当該学校法 人の役員	
処分又は寄	(略)	(略)		当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営を担当する者(当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者が法人である場合にあつては当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営を担当する当該法人の役員をい、当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者が法人以外の者である場合にあつては当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者をいう。)	営に関する予算が
当該幼稚園若しくは幼	(略)	(略)			

				第十二条 第四号 当該学校法 人の役員	
処分又は寄	(略)	(略)		当該幼稚園又は総合こども園の経営を担当する者(当該幼稚園又は総合こども園を設置する者が法人である場合にあつては当該幼稚園又は総合こども園の経営を担当する当該法人の役員をい、当該幼稚園又は総合こども園を設置する者が法人以外の者である場合にあつては当該幼稚園又は総合こども園を設置する者をいう。)	予算が
当該幼稚園若しくは総	(略)	(略)			

				第十二条 第四号 当該学校法 人の役員	
処分又は寄	(略)	(略)		当該幼稚園の経営を担当する者(当該幼稚園を設置する者が法人である場合にあつては当該幼稚園の経営を担当する当該法人の役員をい、当該幼稚園を設置する者が法人以外の者である場合にあつては当該幼稚園を設置する者をいう。)	
当該幼稚園についての	(略)	(略)			

第十三条 第一項	当該学校法人の理事	(略)	附行為	保連携型認定こども園 についての処分
		当該幼稚園若しくは幼 保連携型認定こども園 を設置する者(当該幼 稚園又は幼保連携型認 定こども園を設置する 者が法人である場合に あつては、当該法人の	当該役員 の解職すべき 旨	当該幼稚園又は幼保連 携型認定こども園の経 営を担当する者の担当 を解くべき旨(当該幼 稚園又は幼保連携型認 定こども園を設置する 者が法人以外の者であ る場合にあつては、当 該幼稚園又は幼保連携 型認定こども園の経営 に関する人事の是正の ため必要な措置をとる べき旨)
第十三条 第一項	当該学校法人の理事	(略)	附行為	合こども園についての 処分
		当該幼稚園若しくは総 合こども園を設置する 者(当該幼稚園又は総 合こども園を設置する 者が法人である場合に あつては、当該法人の 代表者)	当該役員 の解職すべき 旨	当該幼稚園又は総合こ ども園の経営を担当す る者の担当を解くべき 旨(当該幼稚園又は総 合こども園を設置する 者が法人以外の者であ る場合にあつては、当 該幼稚園又は総合こど も園の経営に関する人 事の是正のため必要な 措置をとるべき旨)
第十三条 第一項	当該学校法人の理事	(略)	附行為	処分
		当該幼稚園を設置する 者(当該幼稚園を設 置する者が法人である場 合にあつては、当該法 人の代表者)	当該役員 の解職すべき 旨	当該幼稚園の経営を担 当する者の担当を解く べき旨(当該幼稚園を 設置する者が法人以外 の者である場合にあつ ては、当該幼稚園の経 営に関する人事の是正 のため必要な措置をと るべき旨)

	代表者)
(略)	(略)

3 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。

4 (略)

5 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなつた年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該補助金に係る幼稚園又は幼保連携型認定こども園が学校法人によつて設置されるように措置しなければならない。

6 第二項の規定により読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することと

(略)	(略)

3 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼稚園又は総合こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。

4 (略)

5 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなつた年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該補助金に係る幼稚園又は総合こども園が学校法人によつて設置されるように措置しなければならない。

6 第二項の規定により読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することと

(略)	(略)

3 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼稚園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。

4 (略)

5 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなつた年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該補助金に係る幼稚園が学校法人によつて設置されるように措置しなければならない。

6 第二項において読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされ

されている事務は、地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に対する措置)

第二条の二 第三条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規定中学校法人には、当分の間、幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

2 前項の社会福祉法人に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条 各号列記 以外の部 分	所轄庁	都道府県知事
第十二条 第一号	その業務	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する業務
学校法人の		幼保連携型認定こども園

されている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(総合こども園を設置する社会福祉法人に対する措置)

第二条の二 第三条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規定中学校法人には、当分の間、総合こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

2 前項の社会福祉法人に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条 各号列記 以外の部 分	所轄庁	都道府県知事
第十二条 第一号	その業務	当該総合こども園の経営に関する業務
学校法人の		総合こども園の経営に

ている事務は、地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(新設)

第十二条 第三号	第十二条 第四号	関係者	質問させ	その帳簿	予算が	当該学校法 人の役員	法令	所轄庁	処分又は寄 附行為
当該幼保連携型認定こども園の経営に関する 予算が	当該学校法 人の役員	園の経営に係る 者	当該幼保連携型認定こども園の経営に 関し質問させ	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する 帳簿	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する 予算が	当該幼保連携型認定こども園の経営を担 当する当該社会福祉法人の 役員	又は法令	都道府県知事	当該幼保連携型認定こども園についての 処分

第十二条 第三号	第十二条 第四号	関係者	質問させ	その帳簿	予算が	当該学校法 人の役員	法令	所轄庁	処分又は寄 附行為
当該総合こども園の 営に関する予算が	当該学校法 人の役員	関係のある者	当該総合こども園の 営に 関し質問させ	当該総合こども園の 営に関する帳簿	当該総合こども園の 営に関する予算が	当該総合こども園の 営を担当する当該社会 福祉法人の役員	又は法令	都道府県知事	当該総合こども園につ いての処分

					第十二条 の二第 一項から第 三項まで (第十三 条第二項 において 準用する 場合を含 む。)				
解職しよう とする役員	当該学校法 人の理事	所轄庁	都道府県知事	都道府県知事		当該役員 の解職をす べき旨	当該幼保連携型認定こ ども園の経営を担当す る役員を担当を解くべ き旨		
担当を解こうとする役 員	当該幼保連携型認定こ ども園を設置する社会 福祉法人の代表者	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事					

					第十二条 の二第 一項から第 三項まで (第十三 条第二項 において 準用する 場合を含 む。)				
解職しよう とする役員	当該学校法 人の理事	所轄庁	都道府県知事	都道府県知事		当該役員 の解職をす べき旨	当該総合こども園の経 営を担当する役員 の担当を解くべき旨		
担当を解こうとする役 員	当該総合こども園を設 置する社会福祉法人の 代表者	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事					

第十四条 第一項	文部科学大臣	附則第二条の二第三項の規定による特別の会計について、文部科学大臣
第十四条 第二項及 第三項	所轄庁	都道府県知事

- 3 幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼保連携型認定こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。
- 4 前項の規定による特別の会計の経理に当たっては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。
- 5 第二項の規定により読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項

第十四条 第一項	文部科学大臣	附則第二条の二第三項の規定による特別の会計について、文部科学大臣
第十四条 第二項及 第三項	所轄庁	都道府県知事

- 3 総合こども園を設置する社会福祉法人で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る総合こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。
- 4 前項の規定による特別の会計の経理に当たっては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。
- 5 第二項の規定により読み替えて適用される第十一条、第十一条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項

。 第一号に規定する第一号法定受託事務とする

。 第一号に規定する第一号法定受託事務とする

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 私立学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する私立学校及び学校法人が設置する<u>幼保連携型認定こども園</u>（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号））<u>第一条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。</u>附則第十三条において同じ。）</p> <p>二〇五（略）</p> <p>附則</p> <p>（私立学校等の特例）</p> <p>第十三条 この法律（第二十三条第一項第一号を除く。）において、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によって設置された私立の幼稚園並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 私立学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する私立学校及び学校法人が設置する総合こども園（総合こども園法（平成二十四年法律第<u>号</u>）第一条第一項に規定する総合こども園をいう。附則第十三条において同じ。）をいう。</p> <p>二〇五（略）</p> <p>附則</p> <p>（私立学校等の特例）</p> <p>第十三条 この法律（第二十三条第一項第一号を除く。）において、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によって設置された私立の幼稚園及び総合こども園法の施行の日の前日において同条の規定により私立の幼稚園を設置していた者であつて当該幼稚園を廃止して総合</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 私立学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する私立学校をいう。</p> <p>二〇五（略）</p> <p>附則</p> <p>（私立学校等の特例）</p> <p>第十三条 この法律（第二十三条第一項第一号を除く。）において、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によって設置された私立の幼稚園を含み、学校法人には、当分の間、同条の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者を含むものとする。</p>

号。以下この条において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者（学校法人を除く。以下この条において「学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）によって設置された当該みなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（以下この条において「特例設置幼保連携型認定こども園」という。）を含み、学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者並びに学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び特例設置幼保連携型認定こども園の設置者を含むものとする。

こども園（当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）を設置する者（以下この条において「学校法人以外の総合こども園の設置者」という。）によって設置された当該総合こども園を含み、学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者及び学校法人以外の総合こども園の設置者を含むものとする。

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>（交流派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例）</p> <p>第十五条 交流派遣職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、派遣先企業を同法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（交流派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例）</p> <p>第十五条 交流派遣職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）の規定の適用については、派遣先企業を同法第七十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（交流派遣職員に関する児童手当法の特例）</p> <p>第十五条 交流派遣職員に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、派遣先企業を同法第一十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>
<p>（交流派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の適用関係等についての政令への委任）</p> <p>第十五条の二 前二条に定めるもののほか、交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、子ども・子育て支援法その他これらに類する法律の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（交流派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の適用関係等についての政令への委任）</p> <p>第十五条の二 前二条に定めるもののほか、交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、子ども・子育て支援法その他これらに類する法律の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（交流派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の適用関係等についての政令への委任）</p> <p>第十五条の二 前二条に定めるもののほか、交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、児童手当法その他これらに類する法律の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。</p>
<p>附則</p> <p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当</p>	<p>附則</p> <p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当</p>	<p>附則</p> <p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当</p>

法の特例)

- 4 平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関しては、第十五条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」とあるのは「平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）（第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第六十九条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

- 5 平成二十三年度における子ども手当の支給

法の特例)

- 4 平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関しては、第十五条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」とあるのは「平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）（第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第七十条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

- 5 平成二十三年度における子ども手当の支給

法の特例)

- 4 平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関する第十五条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）（第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

- 5 平成二十三年度における子ども手当の支給

<p>等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に關しては、第十五条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）」第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）（附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号））」と、「第六十九条第一項第四号七十三号）」と、「とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。</p>	<p>等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に關しては、第十五条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）」第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）（附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号））」と、「第七十条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。</p>	<p>等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に關する第十五条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）」第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）（附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法）」とする。</p>
--	---	--

国と民間企業との間の人事交流に関する法律の改正に伴う経過措置

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後の整備法	政府案
<p>(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>第四十四条</u> 前条の規定による改正前の国と民間企業との間の人事交流に関する法律<u>第八条第二項</u>に規定する交流派遣職員に関する<u>第三十八条</u>の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法<u>第二十条</u>第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>第四十八条</u> 前条の規定による改正前の国と民間企業との間の人事交流に関する法律<u>第八条第二項</u>に規定する交流派遣職員に関する<u>第四十二条</u>の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法<u>第二十条</u>第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分

点線部分は認定こども園法改正による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（過疎地域自立促進のための地方債）</p> <p>第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 保育所及び児童館</p> <p>十一 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三條第一項又は第三項の規定による認定を受けた施設及び幼保連携型認定こども園）</p> <p>同法第二條第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。別表児童福祉施設の項において同じ。）をいづ。</p>	<p>（過疎地域自立促進のための地方債）</p> <p>第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 保育所及び児童館</p> <p>十一 総合こども園（総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第二條第一項に規定する総合こども園をいう。別表児童福祉施設の項において同じ。）</p>	<p>（過疎地域自立促進のための地方債）</p> <p>第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 保育所及び児童館</p> <p>十一 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三條第一項又は第三項の規定による認定を受けた施設をいう。）</p>

十二、十八（略）
2、3（略）
別表（第十条関係）

事業の区分	教育施設	児童福祉施設
国の負担割合	十分の五・五	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條第一項に規定する児童福祉施設のうち保育所又は幼稚園に連携型認定こども園の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備
		児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條第一項に規定する者が設置する保育所又は幼稚園に連携型認定こども園に係るものにあつては、三分の二まで

十二、十八（略）
2、3（略）
別表（第十条関係）

事業の区分	教育施設	児童福祉施設
国の負担割合	十分の五・五	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條第一項に規定する児童福祉施設のうち保育所又は総合こども園の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備
		児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條第一項に規定する者が設置する保育所又は総合こども園に係るものにあつては、三分の二まで

十二、十八（略）
2、3（略）
別表（第十条関係）

事業の区分	教育施設（幼稚園は対象外）	児童福祉施設
国の負担割合	十分の五・五	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條第一項に規定する児童福祉施設のうち保育所の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備
		児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條第一項に規定する者が設置する保育所に係るものにあつては、三分の二まで

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>（派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例）</p> <p>第八条 派遣職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、派遣先団体を同法第六十九条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p> <p>附則</p> <p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>第三条 平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第九号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関しては、第八条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」とあるのは「</p>	<p>（派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例）</p> <p>第八条 派遣職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）の規定の適用については、派遣先団体を同法第七十条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p> <p>附則</p> <p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>第三条 平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第九号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関しては、第八条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」とあるのは「</p>	<p>（派遣職員に関する児童手当法の特例）</p> <p>第八条 派遣職員に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、派遣先団体を同法第二十条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p> <p>附則</p> <p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>第三条 平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第九号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関しては、第八条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年</p>

平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）と、「第六十九條第一項第三号」とあるのは「第二十条第一項第三号」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

第四条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十七号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関しては、第八条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十

平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）と、「第七十條第一項第三号」とあるのは「第二十条第一項第三号」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

第四条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十七号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関しては、第八条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十

法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

第四条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十七号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関しては、第八条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十七号）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童

三年法律第七十七号)第二十条第一項、第二項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)と、「第六十九条第一項第三号」とあるのは、「第二十条第一項第三号」と読み替えるものとする。

三年法律第七十七号)第二十条第一項、第二項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)と、「第七十条第一項第三号」とあるのは、「第二十条第一項第三号」と読み替えるものとする。

手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正に伴う経過措置

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後の整備法	政府案
<p>(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>第四十七条</u> 前条の規定による改正前の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第三条第二項に規定する派遣職員に関する<u>第三十八条</u>の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>第五十一条</u> 前条の規定による改正前の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第三条第二項に規定する派遣職員に関する<u>第四十二条</u>の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>（児童虐待を受けた児童等に対する支援）</p> <p>第十三条の二 市町村は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する<u>特定教育・保育施設</u>（次項において「<u>特定教育・保育施設</u>」という。）又は同法<u>第四十三</u>条第三項に規定する<u>特定地域型保育事業</u>（次項において「<u>特定地域型保育事業</u>」という。）の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。</p> <p>2 <u>特定教育・保育施設</u>の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する<u>特定地域型保育事業者</u>は、同法第三十三条第一項又は第四十五条第二項の規定により当該<u>特定教育・保育施設</u>を利用する児童（同法第十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童</p>	<p>（児童虐待を受けた児童等に対する支援）</p> <p>第十三条の二 市町村は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第<u> </u>号）第二十七条第一項に規定する<u>指定こども園</u>（次項において「<u>指定こども園</u>」という。）又は同法第四十七条第二項に規定する<u>指定地域型保育事業</u>（次項において「<u>指定地域型保育事業</u>」という。）の利用について、同法第四十三条第一項若しくは第五十五条第一項の規定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第二項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。</p> <p>2 <u>指定こども園</u>の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する<u>指定地域型保育事業者</u>は、同法第三十四条第二項又は第四十七条第二項の規定により当該<u>指定こども園</u>を利用する児童（同法第十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下</p>	<p>（児童虐待を受けた児童等に対する支援）</p> <p>第十三条の二 市町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。</p> <p>（新設）</p>

4 (略)	3 (略)	<p>に限る。以下この項において同じ。()又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならぬ。</p>
4 (略)	3 (略)	<p>この項において同じ。()又は当該指定地域型保育事業者に係る指定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。</p>
3 (略)	2 (略)	

国会提出中の 独法通則法改正後による条文 (最終形)	認定こども園法改正法による改正	改正案	現行
<p>(センターの目的)</p> <p>第三条 行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園又は<u>幼保連携型認定こども園</u>（第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の</p>	<p>(センターの目的)</p> <p>第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園又は<u>幼保連携型認定こども園</u>（第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心</p>	<p>(センターの目的)</p> <p>第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、<u>幼稚園又は総合こども園</u>（第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料</p>	<p>(センターの目的)</p> <p>第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は<u>幼稚園</u>（第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供</p>

健全な発達に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～六 (略)

七 スポーツ及び学校安全(学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第一条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(第三十条において「幼保連携型認定こども園」という。))をいう。以下この号において同じ。(における安全教育及び安全管理をいう。)(その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと)。

八・九 (略)

身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～六 (略)

七 スポーツ及び学校安全(学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第一条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(第三十条において「幼保連携型認定こども園」という。))をいう。以下この号において同じ。(における安全教育及び安全管理をいう。)(その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと)。

八・九 (略)

の収集及び提供等を行い、もつて国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～六 (略)

七 スポーツ及び学校安全(学校教育法第一条に規定する学校及び総合こども園法(平成二十四年法律第号)第二条第一項に規定する総合こども園(第三十条において「総合こども園」という。))をいう。以下この号において同じ。(における安全教育及び安全管理をいう。)(その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと)。

八・九 (略)

等を行い、もつて国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～六 (略)

七 スポーツ及び学校安全(学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下この号において同じ。)(における安全教育及び安全管理をいう。)(その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと)。

八・九 (略)

2 (略)

(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)

第三十条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会(幼保連携型認定こども園)にあつては、当該地方公共団体の長が処理するものとする。

附則

(保育所等の災害共済給付)

第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、保育所等(保育所)(児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第一条第六項に規定する認定こども園であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをい

2 (略)

(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)

第三十条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会(幼保連携型認定こども園)にあつては、当該地方公共団体の長が処理するものとする。

附則

(保育所等の災害共済給付)

第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、保育所等(保育所)(児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第一条第六項に規定する認定こども園であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをい

2 (略)

(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)

第三十条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会(総合こども園)にあつては、当該地方公共団体の長が処理するものとする。

附則

(保育所等の災害共済給付)

第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、保育所(児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。)及び子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)第一十七条第一項の指定を受けた同法第七条第四項に規定する届出保育施設の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し

2 (略)

(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)

第三十条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

附則

(保育所等の災害共済給付)

第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、保育所(児童福祉法第三十九条に規定する保育所をいう。)の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）

修正後整備法による改正				改正案	現行
地方教	第二	都道府	都道府県知事（学校設	<p>（学校教育法の特例） 第十二条（略） 2（10）（略）</p> <p>11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（学校教育法の特例） 第十二条（略） 2（10）（略）</p> <p>11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>
教育職	第一	、当該	<p>当該指定都市等の長、 学校設置会社（構造改 革特別区域法（平成十 四年法律第百八十九号 ）第十二条第一項に規 定する学校設置会社を いう。以下同じ。）の 設置する私立学校の教 員にあつては同条第一 項の規定による認定を 受けた地方公共団体の 長）</p>		
員免許	条第	指定都	<p>当該指定都市等の長、 学校設置会社（構造改 革特別区域法（平成十 四年法律第百八十九号 ）第十二条第二項に規 定する学校設置会社を いう。以下同じ。）の 設置する私立学校の教 員にあつては同条第一 項の規定による認定を 受けた地方公共団体の 長）</p>		
地方教	第二	都道府	都道府県知事（学校設	<p>（学校教育法の特例） 第十二条（略） 2（10）（略）</p> <p>11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（学校教育法の特例） 第十二条（略） 2（10）（略）</p> <p>11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>
教育職	第一	、当該	<p>当該指定都市等の長、 学校設置会社（構造改 革特別区域法（平成十 四年法律第百八十九号 ）第十二条第二項に規 定する学校設置会社を いう。以下同じ。）の 設置する私立学校の教 員にあつては同条第一 項の規定による認定を 受けた地方公共団体の 長）</p>		
員免許	条第	指定都	<p>当該指定都市等の長、 学校設置会社（構造改 革特別区域法（平成十 四年法律第百八十九号 ）第十二条第二項に規 定する学校設置会社を いう。以下同じ。）の 設置する私立学校の教 員にあつては同条第一 項の規定による認定を 受けた地方公共団体の 長）</p>		
地方教	第二	都道府	都道府県知事（学校設	<p>（学校教育法の特例） 第十二条（略） 2（10）（略）</p> <p>11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（学校教育法の特例） 第十二条（略） 2（10）（略）</p> <p>11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>
教育職	第一	都道府	<p>、都道府県知事（学校 設置会社（構造改革特 別区域法（平成十四年 法律第百八十九号）第 十二条第一項に規定す る学校設置会社をいう 。以下同じ。）の設置 する私立学校の教員に あつては、同条第一項 の規定による認定を受 けた地方公共団体の長 ）</p>		
員免許	条第	県知事	<p>、都道府県知事（学校 設置会社（構造改革特 別区域法（平成十四年 法律第百八十九号）第 十二条第一項に規定す る学校設置会社をいう 。以下同じ。）の設置 する私立学校の教員に あつては、同条第一項 の規定による認定を受 けた地方公共団体の長 ）</p>		

育行政 の組織 及び運 営に関 する法 律（昭 和三 十 一 年法 律第 百 六 十 一 号）	十七 条の 六	県知事	置会社（構造改革特別 区域法（平成十四年法 律第八十九号）第十 二条第二項に規定する 学校設置会社をいう。 以下この条において同 じ。）の設置する私立 学校に関する事務にあ つては、同法第十二条 第一項の規定による認 定を受けた地方公共団 体の長）	都道府 県委員 会	都道府県委員会（学校 設置会社の設置する私 立学校に関する事務に あつては、同項の規定 による認定を受けた地 方公共団体の教育委員 会）
--	---------------	-----	---	-----------------	--

（学校教育法の特例）
第十三条（略）
2・3（略）
4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一

育行政 の組織 及び運 営に関 する法 律（昭 和三 十 一 年法 律第 百 六 十 一 号）	十七 条の 六	県知事	置会社（構造改革特別 区域法（平成十四年法 律第八十九号）第十 二条第一項に規定する 学校設置会社をいう。 以下この条において同 じ。）の設置する私立 学校に関する事務にあ つては、同法第十二条 第一項の規定による認 定を受けた地方公共団 体の長）	都道府 県委員 会	都道府県委員会（学校 設置会社の設置する私 立学校に関する事務に あつては、同項の規定 による認定を受けた地 方公共団体の教育委員 会）
--	---------------	-----	---	-----------------	--

（学校教育法の特例）
第十三条（略）
2・3（略）
4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一

育行政 の組織 及び運 営に関 する法 律（昭 和三 十 一 年法 律第 百 六 十 一 号）	十七 条の 二	県知事	置会社（構造改革特別 区域法（平成十四年法 律第八十九号）第十 二条第一項に規定する 学校設置会社をいう。 以下この条において同 じ。）の設置する私立 学校に関する事務にあ つては、同法第十二条 第一項の規定による認 定を受けた地方公共団 体の長）	都道府 県委員 会	都道府県委員会（学校 設置会社の設置する私 立学校に関する事務に あつては、同項の規定 による認定を受けた地 方公共団体の教育委員 会）
--	---------------	-----	---	-----------------	--

（学校教育法の特例）
第十三条（略）
2・3（略）
4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一

欄に掲げる法律の適用については、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

教育職員免許法	第一 条第 三項	、当該 指定都 市等の 長	当該指定都市等の長、 学校設置非営利法人（ 構造改革特別区域法） 平成十四年法律第八十八 十九号）第十三条第一 項に規定する学校設置 非営利法人をいう。以 下同じ。（）の設置する 私立学校の教員にあつ ては同条第一項の規定 による認定を受けた地 方公共団体の長	地方教 育行政 の組織 及び運 営に関 する法 律	第一 十七 条の 六	都道府 県知事	都道府県知事（学校設 置非営利法人（構造改 革特別区域法（平成十 四年法律第八十九号 ）第十三条第一項に規 定する学校設置非営利 法人をいう。以下この 条において同じ。）の
---------	----------------	------------------------	---	---	---------------------	------------	---

欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

教育職員免許法	第一 条第 三項	、当該 指定都 市等の 長	当該指定都市等の長、 学校設置非営利法人（ 構造改革特別区域法） 平成十四年法律第八十八 十九号）第十三条第一 項に規定する学校設置 非営利法人をいう。以 下同じ。（）の設置する 私立学校の教員にあつ ては同条第一項の規定 による認定を受けた地 方公共団体の長	地方教 育行政 の組織 及び運 営に関 する法 律	第一 十七 条の 六	都道府 県知事	都道府県知事（学校設 置非営利法人（構造改 革特別区域法（平成十 四年法律第八十九号 ）第十三条第一項に規 定する学校設置非営利 法人をいう。以下この 条において同じ。）の
---------	----------------	------------------------	---	---	---------------------	------------	---

欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

教育職員免許法	第一 条第 三項	都道府 県知事	都道府県知事（学校設 置非営利法人（構造改 革特別区域法（平成十 四年法律第八十九号 ）第十三条第二項に規 定する学校設置非営利 法人をいう。以下この 条において同じ。）の 共同体の長	地方教 育行政 の組織 及び運 営に関 する法 律	第一 十七 条の 二	都道府 県知事	都道府県知事（学校設 置非営利法人（構造改 革特別区域法（平成十 四年法律第八十九号 ）第十三条第二項に規 定する学校設置非営利 法人をいう。以下この 条において同じ。）の
---------	----------------	------------	--	---	---------------------	------------	---

5 (略)			
	都道府 県委員 会	都道府 県委員 会 設置非営利法人の設置 する私立学校に関する 事務にあつては、同項 の規定による認定を受 けた地方公共団体の教 育委員会)	設置する私立学校に関 する事務にあつては、 同法第十三条第一項の 規定による認定を受け た地方公共団体の長)
5 (略)			
	都道府 県委員 会	都道府 県委員 会 設置非営利法人の設置 する私立学校に関する 事務にあつては、同項 の規定による認定を受 けた地方公共団体の教 育委員会)	設置する私立学校に関 する事務にあつては、 同法第十三条第一項の 規定による認定を受け た地方公共団体の長)
5 (略)			
	都道府 県委員 会	都道府 県委員 会 設置非営利法人の設置 する私立学校に関する 事務にあつては、同項 の規定による認定を受 けた地方公共団体の教 育委員会)	設置する私立学校に関 する事務にあつては、 同法第十三条第一項の 規定による認定を受け た地方公共団体の長)

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>（子ども・子育て支援法の特例）</p> <p>第十七条 私立大学派遣検察官等に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、当該法科大学院設置者を同法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（子ども・子育て支援法の特例）</p> <p>第十七条 私立大学派遣検察官等に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、当該法科大学院設置者を同法第七十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（児童手当法の特例）</p> <p>第十七条 私立大学派遣検察官等に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、当該法科大学院設置者を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>
<p>附則</p> <p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>6 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関しては、第十七条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」と</p>	<p>附則</p> <p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>6 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関しては、第十七条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」と</p>	<p>附則</p> <p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>6 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関する第十七条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十四年法律第六十五号）」と</p>

あるのは「平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第六十九号第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関しては、第七十七条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法

あるのは「平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第七十条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関しては、第七十七条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法

成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関する第十七条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定

(平成二十三年法律第七号)第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)と、「第六十九條第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

(平成二十三年法律第七号)第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)と、「第七十条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の改正に伴う経過措置

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後の整備法	政府案
<p>(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>第五十二条</u> 前条の規定による改正前の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等に関する<u>第三十八条</u>の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>第五十六条</u> 前条の規定による改正前の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等に関する<u>第四十二条</u>の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（大学附属の学校） 第二十三条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、<u>幼保連携型認定こども園</u>又は専修学校を附属とさせて設置することができる。</p>	<p>（大学附属の学校） 第二十三条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、<u>総合こども園</u>又は専修学校を附属とさせて設置することができる。</p>	<p>（大学附属の学校） 第二十三条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は専修学校を附属とさせて設置することができる。</p>

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>第七條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削る。）</p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴き、かつ、内閣総理大臣に協議するとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しな</p>	<p>第七條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削る。）</p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴き、かつ、内閣総理大臣に協議するとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しな</p>	<p>第七條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第四項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準</p> <p>四（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。</p>

なければならない。

5 (略)

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に關し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に關する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

2(5) (略)

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に關する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

なければならない。

5 (略)

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に關し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に關する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

2(5) (略)

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に關する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 (略)

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に關し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に關する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

2(5) (略)

6 市町村は、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に關する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 (略)

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定することができる。

2(5) (略)

6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 (略)

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定することができる。

2(5) (略)

6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 (略)

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

2(5) (略)

6 都道府県は、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8
い。
(略)

8
い。
(略)

8
(略)

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>（子ども・子育て支援法の特例）</p> <p>第九条 弁護士職務従事職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、受入先弁護士法人等を同法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p> <p>附則</p> <p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>6 平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関しては、第九条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは、「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」とある</p>	<p>（子ども・子育て支援法の特例）</p> <p>第九条 弁護士職務従事職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）の規定の適用については、受入先弁護士法人等を同法第七十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p> <p>附則</p> <p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>6 平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関しては、第九条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは、「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」とある</p>	<p>（児童手当法の特例）</p> <p>第九条 弁護士職務従事職員に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、受入先弁護士法人等を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p> <p>附則</p> <p>（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>6 平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関する第九条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは、「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは、「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二</p>

のは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第六十九号第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関しては、第九条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平

のは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第七十条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関しては、第九条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平

十一年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関する第九条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定によ

成二十三年法律第七号) 第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号) 附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)と、「第六十九條第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

成二十三年法律第七号) 第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号) 附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)と、「第七十条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

る児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号) 附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の改正に伴う経過措置

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後の整備法	政府案
<p>(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>第五十六条</u> 前条の規定による改正前の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員に関する<u>第三十八条</u>の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><u>第六十条</u> 前条の規定による改正前の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員に関する<u>四十二条</u>の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>（保育）</p> <p>第七条 市町村は、<u>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行う場合又は同条第二項の規定による必要な保育を確保するための措置を講じる場合は、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。</u></p>	<p>（保育）</p> <p>第七条 市町村は、<u>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条第一項の規定による必要な保育を確保するための措置を講じるに当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。</u></p>	<p>（保育）</p> <p>第七条 市町村は、<u>保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。</u></p>

修正後支援法に伴う改正	改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第百八条 年金特別会計は、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）による国民年金事業（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。）による給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「国民年金事業」という。）</p> <p>（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）による厚生年金保険事業（国民年金法の規定による拠出金の負担及び年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。）</p> <p>（健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険に關し政府が行う業務並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による地域子ども</p>	<p>（目的）</p> <p>第百八条 年金特別会計は、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）による国民年金事業（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。）による給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「国民年金事業」という。）</p> <p>（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）による厚生年金保険事業（国民年金法の規定による拠出金の負担及び年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。）</p> <p>（健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険に關し政府が行う業務並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）による地域子ども</p>	<p>（目的）</p> <p>第百八条 年金特別会計は、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）による国民年金事業（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。）による給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「国民年金事業」という。）</p> <p>（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）による厚生年金保険事業（国民年金法の規定による拠出金の負担及び年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。）</p> <p>（健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険に關し政府が行う業務並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当に關する政府の経理を明確にすることを目的とする。</p>

も・子育て支援事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第九十九条 年金特別会計は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

2 年金特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては厚生労働大臣が、その他のものについてはその他のものうち基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定及び業務勘定に係るものにあつては厚生労働大臣が、子ども・子育て支援勘定に係るものにあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣が行うものとする。

(勘定区分)

第一百十条 年金特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第一百十一条 (略)

2 4 (略)

も・子育て支援事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第九十九条 年金特別会計は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

2 年金特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては厚生労働大臣が、その他のものについてはその他のものうち基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定及び業務勘定に係るものにあつては厚生労働大臣が、子ども・子育て支援勘定に係るものにあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣が行うものとする。

(勘定区分)

第一百十条 年金特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第一百十一条 (略)

2 4 (略)

(管理)
第九十九条 年金特別会計は、厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)

第一百十条 年金特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第一百十一条 (略)

2 4 (略)

<p>5 子ども・子育て支援勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ 子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号に掲げる者からの拠出金</p> <p>ロ 〳へ (略)</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 児童手当交付金</p> <p>ロ 子ども・子育て支援法第六十八条第一項の規定による交付金(以下「子ども・子育て支援交付金」という。)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>ホ 児童手当の業務取扱費</p> <p>(削除)</p> <p>ヘ 業務勘定への繰入金</p> <p>ト 附属諸費</p> <p>6 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ 〳二 (略)</p> <p>ホ 子ども・子育て支援勘定からの繰入金</p> <p>ヘ・ト (略)</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 国民年金事業、厚生年金保険事業並びに健康保険及び船員保険に関し政府が行う業務の業務取扱費並びに子ども・子育て</p>	<p>5 子ども・子育て支援勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ 子ども・子育て支援法第七十条第一項各号に掲げる者からの拠出金</p> <p>ロ 〳へ (略)</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 児童手当交付金</p> <p>ロ 子ども・子育て支援法第六十九条第一項の規定による交付金(以下「子ども・子育て支援交付金」という。)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>ホ 児童手当の業務取扱費</p> <p>(削除)</p> <p>ヘ 業務勘定への繰入金</p> <p>ト 附属諸費</p> <p>6 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ 〳二 (略)</p> <p>ホ 子ども・子育て支援勘定からの繰入金</p> <p>ヘ・ト (略)</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 国民年金事業、厚生年金保険事業並びに健康保険及び船員保険に関し政府が行う業務の業務取扱費並びに子ども・子育て</p>	<p>5 児童手当勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ 児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金</p> <p>ロ 〳へ (略)</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 児童手当交付金</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ 児童手当の業務取扱費</p> <p>ホ 児童育成事業費</p> <p>ヘ 業務勘定への繰入金</p> <p>ト 附属諸費</p> <p>6 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ 〳二 (略)</p> <p>ホ 児童手当勘定からの繰入金</p> <p>ヘ・ト (略)</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 国民年金事業、厚生年金保険事業並びに健康保険及び船員保険に関し政府が行う業務の業務取扱費並びに児童手当法第</p>
--	---	---

て支援法第六十九條第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費
口へ（略）

（歳入歳出予定計算書等の添付書類）

第百十二條 第三條第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書（子ども・子育て支援勘定に係るものを除く。）並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書（子ども・子育て支援勘定に係るものを除く。）を添付しなければならない。

（一般会計からの繰入対象経費）

第百十三條（略）

2（略）
3 子ども・子育て支援勘定における一般会計からの繰入対象経費は、児童手当法第十八條第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用及び同条第五項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用で国庫が負担するもの並びに子ども・子育て支援法第六十五條第三号に掲げる地域子ども・子育て支援事業に要する費用で同法第六十八條第二項の規定により国庫が負担するものと

て支援法第七十條第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費
口へ（略）

（歳入歳出予定計算書等の添付書類）

第百十二條 第三條第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書（子ども・子育て支援勘定に係るものを除く。）並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書（子ども・子育て支援勘定に係るものを除く。）を添付しなければならない。

（一般会計からの繰入対象経費）

第百十三條（略）

2（略）
3 子ども・子育て支援勘定における一般会計からの繰入対象経費は、児童手当法第十八條第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用及び同条第五項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用で国庫が負担するもの並びに子ども・子育て支援法第六十六條第三号に掲げる地域子ども・子育て支援事業に要する費用で同法第六十九條第二項の規定により国庫が負担するものと

二十條第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費
口へ（略）

（歳入歳出予定計算書等の添付書類）

第百十二條 第三條第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書（児童手当勘定に係るものを除く。）並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書（児童手当勘定に係るものを除く。）を添付しなければならない。

（一般会計からの繰入対象経費）

第百十三條（略）

2（略）
3 児童手当勘定における一般会計からの繰入対象経費は、児童手当法第十八條第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用及び同条第五項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用で国庫が負担するものとする。

<p>する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(他の勘定への繰入れ)</p> <p>第百十四条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 子ども・子育て支援法第六十九条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費又は日本年金機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、子ども・子育て支援勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。</p> <p>9 (略)</p>	<p>する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(他の勘定への繰入れ)</p> <p>第百十四条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 子ども・子育て支援法第七十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費又は日本年金機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、子ども・子育て支援勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。</p> <p>9 (略)</p>	<p>4 (略)</p>	<p>(他の勘定への繰入れ)</p> <p>第百十四条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費又は日本年金機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、児童手当勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。</p> <p>9 (略)</p>
<p>(子ども・子育て支援勘定の積立金)</p> <p>第百十八条 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。</p> <p>2 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。</p>	<p>(子ども・子育て支援勘定の積立金)</p> <p>第百十八条 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。</p> <p>2 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。</p>	<p>(児童手当勘定の積立金)</p> <p>第百十八条 児童手当勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。</p> <p>2 児童手当勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。</p>			

3 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、子ども・子育て支援勘定の歳入に繰り入れることができる。

(業務勘定における剰余金の処理)

第百十九条 業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合における第八条第一項の規定の適用については、同項中「において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお剰余があるときは、これを当該特別会計」とあるのは、「は、政令で定めるところにより、国民年金勘定、厚生年金勘定及び子ども・子育て支援勘定の積立金に組み入れ、又は健康勘定及び業務勘定」とする。

(受入金等の過不足の調整)

第百一十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

- 一・二 (略)
- 三 毎会計年度一般会計から子ども・子育て

3 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、子ども・子育て支援勘定の歳入に繰り入れることができる。

(業務勘定における剰余金の処理)

第百十九条 業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合における第八条第一項の規定の適用については、同項中「において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお剰余があるときは、これを当該特別会計」とあるのは、「は、政令で定めるところにより、国民年金勘定、厚生年金勘定及び子ども・子育て支援勘定の積立金に組み入れ、又は健康勘定及び業務勘定」とする。

(受入金等の過不足の調整)

第百一十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

- 一・二 (略)
- 三 毎会計年度一般会計から子ども・子育て

3 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、児童手当勘定の歳入に繰り入れることができる。

(業務勘定における剰余金の処理)

第百十九条 業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合における第八条第一項の規定の適用については、同項中「において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお剰余があるときは、これを当該特別会計」とあるのは、「は、政令で定めるところにより、国民年金勘定、厚生年金勘定及び児童手当勘定の積立金に組み入れ、又は健康勘定及び業務勘定」とする。

(受入金等の過不足の調整)

第百一十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

- 一・二 (略)
- 三 毎会計年度一般会計から児童手当勘定に

支援勘定に繰り入れた金額（子ども・子育て支援交付金の額を除く。）が、当該年度における児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合
四〇六（略）

（歳入歳出決定計算書の添付書類）

第百一十一条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書（子ども・子育て支援勘定に係るものを除く。）を添付しなければならぬ。

（一時借入金の借換え等）

第百一十三条 第十五条第四項の規定にかかわらず、基礎年金勘定又は子ども・子育て支援勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、当該各勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2・3（略）

4 国民年金勘定、厚生年金勘定又は子ども・子育て支援勘定においては、当該各勘定の積

支援勘定に繰り入れた金額（子ども・子育て支援交付金の額を除く。）が、当該年度における児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合
四〇六（略）

（歳入歳出決定計算書の添付書類）

第百一十一条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書（子ども・子育て支援勘定に係るものを除く。）を添付しなければならぬ。

（一時借入金の借換え等）

第百一十三条 第十五条第四項の規定にかかわらず、基礎年金勘定又は子ども・子育て支援勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、当該各勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2・3（略）

4 国民年金勘定、厚生年金勘定又は子ども・子育て支援勘定においては、当該各勘定の積

繰り入れた金額が、当該年度における児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合
四〇六（略）

（歳入歳出決定計算書の添付書類）

第百一十一条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書（児童手当勘定に係るものを除く。）を添付しなければならぬ。

（一時借入金の借換え等）

第百一十三条 第十五条第四項の規定にかかわらず、基礎年金勘定又は児童手当勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、当該各勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2・3（略）

4 国民年金勘定、厚生年金勘定又は児童手当勘定においては、当該各勘定の積立金に属す

立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

附則

(年金特別会計における児童手当に関する経理)

第三十一条の二 子ども・子育て支援法及び就学前教育に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十七條及び第三十八條の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六條の規定による改正前の児童手当法による児童手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第八條、第十一條第五項及び第六項、第十三條第三項、第十四條第八項、第十八條第一項及び第三項並びに第二十條第一項の規定の適用については、第八條中「児童手当及び」とあるのは「児童手当(子ども・子育て支援法及び就学前教育の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十

立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

附則

(年金特別会計における児童手当に関する経理)

第三十一条の二 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 号)第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四十條の規定による改正前の児童手当法による児童手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第八條、第十一條第五項及び第六項、第十三條第三項、第十四條第八項、第十八條第一項及び第三項並びに第二十條第二項の規定の適用については、第八條中「児童手当及び」とあるのは「児童手当(子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 号)以下「子ども・子育て整備法」という。)第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた子ども・子育て整備法第四十條の規定に

る現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

附則

七号。以下「子ども・子育て整備法」という。
（第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた子ども・子育て整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（以下「整備法改正前児童手当法」という。）による児童手当を含む。）及び「と、第百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当の業務取扱費及び児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用及び子ども・子育て整備法第三十七条の規定により

よる改正前の児童手当法（以下「整備法改正前児童手当法」という。）による児童手当を含む。）及び「と、第百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び子ども・子育て整備法第四十二条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当の業務取扱費及び児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第四十一条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに子ども・子育て整備法第四十一条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用及び子ども・子育て整備法第四十一条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第五項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」と

なお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第五項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十條第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項」とする。

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第三十一条の三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第

あるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十條第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに子ども・子育て整備法第四十一条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項」とする。

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第三十一条の三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第三十一条の一 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条、第百十一条第五項及び第六項、第百十二条、第百十三条第三項、第百十四条第八項、

三項並びに第一百十條第二項の規定の適用については、第八八條中「地域子ども・子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）による子ども手当」と、第一百一十條第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十一年度子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十條第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第一号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十一年度子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効

三項並びに第一百十條第二項の規定の適用については、第八八條中「地域子ども・子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）による子ども手当」と、第一百一十條第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十一年度子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十條第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第一号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十一年度子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効

第一百八條、第一百九條、第一百十條第二項、第一百一十條並びに第一百一十三條第一項及び第四項の規定の適用については、第八八條中「よる児童手当」とあるのは「よる児童手当及び平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十一年度子ども手当支給法」という。）による子ども手当」と、第一百十條中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第一百一十條第五項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十一年度子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十條第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号第二号中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、同条第六項第一号ホ中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭

力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年年度子ども手当支給法第二十條第一項又は第二項の規定により児童手当又は平成二十四年改正前児童手当法附則第七條第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十二年度子ども手当支給法第十七條第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四條第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十條第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八條第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百一十條第一項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並

力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年度子ども手当支給法第二十條第一項又は第二項の規定により児童手当又は平成二十四年改正前児童手当法附則第七條第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十二年度子ども手当支給法第十七條第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四條第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十條第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八條第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百一十條第一項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並

の給付勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十條第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百一十條中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十三條第三項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十三條第三項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七條第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年度子ども手当支給法第二十條第一項又は第二項の規定により児童手当又は旧児童手当法附則第七條第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十二年度子ども手当支給法第十七條第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四條第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二

びに平成二十一年度子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十一年度子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八條第一項及び第二項並びに平成二十一年度子ども手当支給法第二十條第二項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十七條第五項において準用する平成二十四年改正前児童手当法第十八條第二項」とする。

びに平成二十一年度子ども手当支給法第十七條第一項及び第三項並びに平成二十一年度子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八條第一項及び第二項並びに平成二十一年度子ども手当支給法第二十條第二項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十七條第五項において準用する平成二十四年改正前児童手当法第十八條第二項」とする。

十條第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「児童手当勘定」とあるのは、「子どものための金銭の給付勘定」と、第一百八條の見出し中「児童手当勘定」とあるのは、「子どものための金銭の給付勘定」と、同條第一項中「児童手当勘定」とあるのは、「子どものための金銭の給付勘定」と、「及び」とあるのは、「及び子ども手当交付金並びに」と、「児童手当勘定」とあるのは、「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十九條中「児童手当勘定」とあるのは、「子どものための金銭の給付勘定」と、第百二十條第二項第三号中「児童手当勘定」とあるのは、「子どものための金銭の給付勘定」と、「第五項」とあるのは、「第五項並びに平成二十一年度子ども手当支給法第十七條第一項及び第三項並びに平成二十一年度子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八條第一項及び第二項並びに平成二十一年度子ども手当支給法第二十條第二項の規定により適用される児童手当

により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は平成二十

により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は平成二十

とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ニ中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、同条第六項第一号ホ中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第一号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十三条第三項

四年改正前児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平

四年改正前児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平

中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は旧児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十八条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並び

成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十條第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法附則第七條第五項において準用する平成二十四年改正前児童手当法第十八條第二項とする。

成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十條第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法附則第七條第五項において準用する平成二十四年改正前児童手当法第十八條第二項とする。

に」と、同條第二項中「児童手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、同條第三項中「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、「児童手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、第百十九條中「児童手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、第百二十條第二項第三号中「児童手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七條第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八條第一項及び第二項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十條第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七條第五項において準用する旧児童手当法第十八條第二項」と、第百一十一條並びに第百一十三條第一項及び第四項中「児童手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の

給付勘定とする。

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止） 第二百三条（略） 2 教育者（学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。</p>	<p>（公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止） 第二百三条（略） 2 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）に規定する総合こども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。</p>	<p>（公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止） 第二百三条（略） 2 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。</p>

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>（服務の本旨）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 役職員は、第二十七条に規定する業務について、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>（制裁規程）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 前項の制裁規程においては、機構の役員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法、健康保険法若しくは船員保険法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働</p>	<p>（服務の本旨）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 役職員は、第二十七条に規定する業務について、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>（制裁規程）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 前項の制裁規程においては、機構の役員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法、健康保険法若しくは船員保険法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働</p>	<p>（服務の本旨）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 役職員は、第二十七条に規定する業務について、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>（制裁規程）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 前項の制裁規程においては、機構の役員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法若しくは船員保険法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分</p>

大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

(業務の範囲)

第二十七条 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

- 一 子ども・子育て支援法第七十一条第三項に規定する権限に係る事務及び同条第八項に規定する事務を行うこと。

二(五) (略)

(報告及び検査)

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法、健康保険法又は船員保険法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関して報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

(業務の範囲)

第二十七条 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

- 一 子ども・子育て支援法第七十一条第三項に規定する権限に係る事務及び同条第八項に規定する事務を行うこと。

二(五) (略)

(報告及び検査)

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法、健康保険法又は船員保険法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関して報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

(業務の範囲)

第二十七条 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

- 一 児童手当法第十二条第三項に規定する権限に係る事務及び同条第八項に規定する事務を行うこと。

二(五) (略)

(報告及び検査)

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法又は船員保険法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関して報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

附則

(児童手当に関する経過措置)

第十一條 附則第八條第三項の規定により機構の職員として採用された者であつて、機構の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條第一項（同法附則第六條第二項、第七條第五項又は第八條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八條第二項（同法附則第六條第二項、第七條第五項又は第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の

附則

(児童手当に関する経過措置)

第十一條 附則第八條第三項の規定により機構の職員として採用された者であつて、機構の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條第一項（同法附則第六條第二項、第七條第五項又は第八條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八條第二項（同法附則第六條第二項、第七條第五項又は第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の

附則

(児童手当に関する経過措置)

第十一條 附則第八條第三項の規定により機構の職員として採用された者であつて、機構の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法第七條第一項（同法附則第六條第二項、第七條第五項又は第八條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八條第二項（同法附則第六條第二項、第七條第五項又は第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める

前日の属する月の翌月から始める。

(業務の特例)

第十八条 (略)

2 機構は、第二十七条及び前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(以下この号において「整備法改正前児童手当法」という。)において「整備法改正前児童手当法」という。(第二十二條第三項に規定する権限に係る事務並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行うこと。

二 平成二十二年度等における子ども手当の

前日の属する月の翌月から始める。

(業務の特例)

第十八条 (略)

2 機構は、第二十七条及び前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 号)第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四十条の規定による改正前の児童手当法(以下この号において「整備法改正前児童手当法」という。)第二十二條第三項に規定する権限に係る事務並びに子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行うこと。

二 平成二十二年度等における子ども手当の

(業務の特例)

第十八条 (略)

2 機構は、第二十七条及び前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 平成二十二年度等における子ども手当の

支給に関する法律（平成二十二年法律第九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下この項において「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十一条第三項に規定する権限に係る事務及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十一条第八項に規定する事務を行うこと。

三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十一条第三項に規定する権限に係る事務並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三

支給に関する法律（平成二十二年法律第九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下この項において「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十一条第三項に規定する権限に係る事務及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十一条第八項に規定する事務を行うこと。

三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十一条第三項に規定する権限に係る事務並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三

支給に関する法律（平成二十二年法律第九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下この項において「旧児童手当法」という。）第二十一条第三項に規定する権限に係る事務及び平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十一条第八項に規定する事務を行うこと。

二 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十一条第三項に規定する権限に係る事務並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規

項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十二条第八項に規定する事務を行うこと。

3 機構が前二項の業務を行う場合における第二十三条第三項、第二十六条第二項、第三十一条第一項、第四十八条第一項及び第五十九条第四号並びに附則第十二条第一項の規定の適用については、第二十三条第三項中「第二十七条」とあるのは、「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、「若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」とあるのは、「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）以下「整備法改正前児童手当法」といふ。）（平成二十一年度等における

項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十二条第八項に規定する事務を行うこと。

3 機構が前二項の業務を行う場合における第二十三条第三項、第二十六条第二項、第三十一条第一項、第四十八条第一項及び第五十九条第四号並びに附則第十二条第一項の規定の適用については、第二十三条第三項中「第二十七条」とあるのは、「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、「若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」とあるのは、「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四十条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）以下「整備法改正前児童手当法」といふ。）（平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）以下「平成二十二年

定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十二条第八項に規定する事務を行うこと。

3 機構が前二項の業務を行う場合における第二十三条第三項、第二十六条第二項、第三十一条第一項、第四十八条第一項及び第五十九条第四号並びに附則第十二条第一項の規定の適用については、第二十三条第三項中「第二十七条」とあるのは、「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、「若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」とあるのは、「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）以下「平成二十一年度子ども手当支給法」といふ。）（第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」といふ。）若しくは平成二十三年度における子

る子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年子ども手当支給法」という。）第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）（附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）若しくは平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年子ども手当支給特別措置法」という。）第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」と、第二十六條第二項中「若しくは船員保険法」とあるのは「、船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十七條及び第三十八條の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法、平成二十二年

年度子ども手当支給法」という。）第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）若しくは平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年子ども手当支給特別措置法」という。）第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」と、第二十六條第二項中「若しくは船員保険法」とあるのは「、船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十一條及び第四十二條の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法、平成二十二年子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律第二十條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二

ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年子ども手当支給特別措置法」という。）第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」と、第二十六條第二項中「若しくは船員保険法」とあるのは「、船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、平成二十二年子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童

度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法若しくは平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十四年改正前児童手当法」と、第三十一条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、第四十八条第一項中「又は船員保険法」とあるのは「、船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法、平成二十二年子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法又は平成二十三年度子ども

十四年改正前児童手当法若しくは平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」と、第三十一条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、第四十八条第一項中「又は船員保険法」とあるのは「、船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法、平成二十二年子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法又は平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」と、第五十九条第四号中「第二十

手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法又は平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」と、第五十九条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、附則第十二条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」とする。

4 (略)	<p>手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」と、第五十九条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、附則第十二条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」とする。</p>
4 (略)	<p>七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、附則第十二条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」とする。</p>
4 (略)	

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>(定義) 第二条 この法律において「P T A」とは、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）に在籍する幼児、児童、生徒若しくは学生（以下「児童生徒等」という。）の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の文部科学省令で定める者を含む。以下同じ。）及び当該学校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>(共済事業の種類)</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において「P T A」とは、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）及び総合こども園法（平成二十四年法律第号）第二条第一項に規定する総合こども園をいう。以下同じ。）に在籍する幼児、児童、生徒若しくは学生（以下「児童生徒等」という。）の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の文部科学省令で定める者を含む。以下同じ。）及び当該学校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>(共済事業の種類)</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において「P T A」とは、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）をいう。以下同じ。）に在籍する幼児、児童、生徒若しくは学生（以下「児童生徒等」という。）の保護者（同法第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の文部科学省令で定める者を含む。以下同じ。）及び当該学校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>(共済事業の種類)</p>

<p>第四条 前条の規定によりPTA又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第二号の共済事業を行うPTA又はこれに係る特定関係団体は、同項及び前項の共済事業のほか、第一号の共済事業又はこれに併せて第二号若しくは第三号の共済事業を行うことができる。</p> <p>一 第一項第二号の共済事業に係る学校と同</p> <p>一 の地域にある児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所又は認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第一条第六項に規定する認定こども園をいう。)(であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のつち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(以下「隣接保育所等」という。)(の管理下における当該隣接保育所等に在籍する児童の災害に係る共済事業</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>第四条 前条の規定によりPTA又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第二号の共済事業を行うPTA又はこれに係る特定関係団体は、同項及び前項の共済事業のほか、第一号の共済事業又はこれに併せて第二号若しくは第三号の共済事業を行うことができる。</p> <p>一 第一項第二号の共済事業に係る学校と同</p> <p>一 の地域にある児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所又は子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)第二十七條第一項の指定を受けた同法第七條第四項に規定する届出保育施設(以下「隣接保育所等」という。)(の管理下における当該隣接保育所等に在籍する児童の災害に係る共済事業</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>第四条 前条の規定によりPTA又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第二号の共済事業を行うPTA又はこれに係る特定関係団体は、同項及び前項の共済事業のほか、第一号の共済事業又はこれに併せて第二号若しくは第三号の共済事業を行うことができる。</p> <p>一 第一項第二号の共済事業に係る学校と同</p> <p>一 の地域にある児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所又は認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第七條第一項に規定する認定こども園をいう。)(であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(以下「隣接保育所等」という。)(の管理下における当該隣接保育所等に在籍する児童の災害に係る共済事業</p> <p>二・三 (略)</p>
--	--	--

<p>修正後の整備法</p>	<p>政府案</p>
<p>(削除)</p>	<p>(PTA・青少年教育団体共済法の一部改正に伴う経過措置) 第六十六条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前のPTA ・青少年教育団体共済法第四条第四項の規定に基づき第一条の規定に よる廃止前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律第七条第一項に規定する認定こども園であつた旧児 童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち旧児童福祉法第二十 九条第一項に規定する業務を目的とするものに係る共済事業として行 われていた事業については、当分の間、前条の規定による改正後のP TA・青少年教育団体共済法第四条第四項の規定に基づく共済事業と みなす。</p>

スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）

<p>修正後整備法による改正</p>	<p>（学校施設の利用） 第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十一号）第一条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体が設置する<u>幼保連携型認定こども園</u>（<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）</u>第二条第七項に規定する<u>幼保連携型認定こども園</u>をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p>
<p>改正案</p>	<p>（学校施設の利用） 第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第一条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体が設置する総合こども園（総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第一条第一項に規定する総合こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p>
<p>現行</p>	<p>（学校施設の利用） 第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（保育所等）に通う障害者に対する虐待の防止等</p> <p>第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（総合こども園等）に通う障害者に対する虐待の防止等</p> <p>第三十条 総合こども園等（総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する総合こども園又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務若しくは同法第三十九条の二第一項に規定する保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を行う業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）の長は、総合こども園等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、総合こども園等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、総合こども園等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該総合こども園等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（保育所等）に通う障害者に対する虐待の防止等</p> <p>第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p>



児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>附則</p> <p>（事業費充当額相当率の設定に関する経過措置）</p> <p>第十条 平成二十四年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「千分の〇・三を標準として」とする。</p> <p>2 平成二十五年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成二十四年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。</p> <p>3 平成二十六年から平成二十八年又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成二十六年法律第二十八号）第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成二十四年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（事業費充当額相当率の設定に関する経過措置）</p> <p>第十条 平成二十四年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「千分の〇・三を標準として」とする。</p> <p>2 平成二十五年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成二十四年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。</p> <p>3 平成二十六年から平成二十八年又は子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第二十八号）第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成二十四年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（事業費充当額相当率の設定に関する経過措置）</p> <p>第十条 平成二十四年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「千分の〇・三を標準として」とする。</p> <p>2 平成二十五年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成二十四年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。</p> <p>3 平成二十六年から平成二十八年までの各年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成二十四年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。</p>

する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四
年法律第六十七号）の施行の日の前日の属す
る年度のいずれか早い年度までの各年度にお
いては、第一条の規定による改正後の児童手
当法第二十一条第三項中「当該前年度以前五
年度」とあるのは、「平成二十四年度以降」
とする。

成二十四年法律第 号）の施行の日の前
日の属する年度のいずれか早い年度までの各
年度においては、第一条の規定による改正後
の児童手当法第二十一条第三項中「当該前年
度以前五年度」とあるのは、「平成二十四年
度以降」とする。

年度以前五年度」とあるのは、「平成二十四
年度以降」とする。

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
別表第一（第六条関係） 一〇七 （略）	別表第一（第六条関係） 一〇七 （略）	別表第一（第六条関係） 一〇七 （略）
八市 児童福祉法による障害児通所給付費 町村、特例障害児通所給付費、高額障害 児通所給付費、肢体不自由児通所医 療費、障害児相談支援給付費若しく は特例障害児相談支援給付費の支給 、障害福祉サービスの提供、保育所 における保育の実施若しくは措置又 は費用の徴収に関する事務であつて 主務省令で定めるもの	八市 児童福祉法による障害児通所給付費 町村、特例障害児通所給付費、高額障害 児通所給付費、肢体不自由児通所医 療費、障害児相談支援給付費若しく は特例障害児相談支援給付費の支給 、障害福祉サービスの提供、保育の 措置又は費用の徴収に関する事務で あつて主務省令で定めるもの	八市 児童福祉法による障害児通所給付費、 特例障害児通所給付費、高額障害児通 所給付費、肢体不自由児通所医療費、 障害児相談支援給付費若しくは特例障 害児相談支援給付費の支給、障害福祉 サービスの提供、保育所における保育 の実施又は費用の徴収に関する事務で あつて主務省令で定めるもの
九〇九 十三 （略）	九〇九 十三 （略）	九〇九 十三 （略）
九十四 子ども・子育て支援法（平成二十四	九十四 子ども・子育て支援法（平成二十四	（新規）

市町 村長	年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
----------	---

別表第二 (第十七条、第十九条関係)

情報照 会者	事務	情報提供 者	特定個人情報
十一 市町 村長	児童福祉法による保育所における <u>保</u> 育の実施又は措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県 知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であつて主務省令で定めるもの

市町 村長	年法律第 号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
----------	---

別表第二 (第十七条、第十九条関係)

情報照 会者	事務	情報提供 者	特定個人情報
十一 市町 村長	児童福祉法による <u>保</u> 育の措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県 知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であつて主務省令で定めるもの

市町 村長	
----------	--

別表第二 (第十七条、第十九条関係)

情報照 会者	事務	情報提供者	特定個人情報
十一 市町 村長	児童福祉法による <u>保</u> 育の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知 事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であつて主務省令で定めるもの

百十七 市 町 村 長) 百十六 十三) (略	子どもの 子育て支 援法によ る子ども のための 教育・保 育給付の 支給又は 地域子ど も・子育 て支援事 業の実施 に関する 事務であ つて主務 省令で定 めるもの	都道府県 知事	児童福祉法に よる障害児入 所支援若しく は措置(同法 第二十七条第 一項第三号の 措置をいう。)に関する情 報又は障害者 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	児童福祉法に よる障害児通 所支援に関する 情報、地方 税関係情報、 住民票関係情
百十七 市 町 村 長) 百十六 十三) (略	子どもの 子育て支 援法によ る子ども のための 教育・保 育給付の 支給又は 地域子ど も・子育 て支援事 業の実施 に関する 事務であ つて主務 省令で定 めるもの	都道府県 知事	児童福祉法に よる障害児入 所支援若しく は措置(同法 第二十七条第 一項第三号の 措置をいう。)に関する情 報又は障害者 関係情報であ つて主務省令 で定めるもの	児童福祉法に よる障害児通 所支援に関する 情報、地方 税関係情報、 住民票関係情
(新規) 百十六 十三) (略))))

厚生労働 知事 都道府県 大臣又は 厚生労働	都道府県 知事等	生活保護関係 情報、児童扶 養手当関係情 報又は中国残 留邦人等支援 給付関係情報 であつて主務 省令で定める もの	報又は障害者 の日常生活及 び社会生活を 総合的に支援 するための法 律による自立 支援給付の支 給に関する情 報であつて主 務省令で定め るもの
------------------------------------	-------------	--	---

厚生労働 知事 都道府県 大臣又は 厚生労働	都道府県 知事等	生活保護関係 情報、児童扶 養手当関係情 報又は中国残 留邦人等支援 給付関係情報 であつて主務 省令で定める もの	報又は障害者 の日常生活及 び社会生活を 総合的に支援 するための法 律による自立 支援給付の支 給に関する情 報であつて主 務省令で定め るもの
------------------------------------	-------------	--	---

		大臣又は 日本年金 機構			
の	令で定めるも	あつて主務省	関する情報で	年金の支給に	よる障害基礎
		大臣又は 日本年金 機構			
の	令で定めるも	あつて主務省	関する情報で	年金の支給に	よる障害基礎

修正後の整備法

政府案

<p>（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）</p> <p>第三十九条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十四条のうち社会教育法第四十三条の改正規定中「独立行政法人国立高等専門学校機構」を「行政法人国立高等専門学校機構」に改める。</p> <p>第四十九条の見出しを「（行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正）」に改め、同条中「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」を「行政法人日本スポーツ振興センター法」に改める。</p>	<p>（子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）</p> <p>第三十九条 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十七条のうち社会教育法第四十三条の改正規定中「独立行政法人国立高等専門学校機構」を「行政法人国立高等専門学校機構」に改める。</p> <p>第五十三条の見出しを「（行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正）」に改め、同条中「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」を「行政法人日本スポーツ振興センター法」に改める。</p>
---	---

修正後整備法に伴う改正		改 正 案		現 行	
<p>第二款 審議会等 （設置） 第三十七条 （略） 2 （略） 3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づき命令を含む。）の定めるところによる。</p>	<p>第二款 審議会等 （設置） 第三十七条 （略） 2 （略） 3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づき命令を含む。）の定めるところによる。</p>	<p>第二款 審議会等 （設置） 第三十七条 （略） 2 （略） 3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づき命令を含む。）の定めるところによる。</p>	<p>第二款 審議会等 （設置） 第三十七条 （略） 2 （略） 3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づき命令を含む。）の定めるところによる。</p>	<p>（略） 食品安全委員会 子ども・子育て会議 （平成二十四年法律第六十五号）</p>	<p>（略） 食品安全委員会 子ども・子育て支援法 （平成二十四年法律第六十五号）</p>
<p>（略） 食品安全委員会 子ども・子育て会議</p>	<p>（略） 食品安全委員会 子ども・子育て支援法 （平成二十四年法律第六十五号）</p>	<p>（略） 食品安全委員会 子ども・子育て会議 （新設）</p>	<p>（略） 食品安全委員会 子ども・子育て支援法 （新設）</p>	<p>（略） 食品安全委員会 子ども・子育て会議</p>	<p>（略） 食品安全委員会 子ども・子育て支援法 （新設）</p>

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

修正後整備法に伴う改正	改 正 案	現 行
<p>附 則 （所掌事務の特例）</p> <p>第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、公務員庁設置法附則第二項に規定する事務をつかさどる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前二項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業に関すること。</p>	<p>附 則 （所掌事務の特例）</p> <p>第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、公務員庁設置法附則第二項に規定する事務をつかさどる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前二項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業に関すること。</p>	<p>附 則 （所掌事務の特例）</p> <p>第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、公務員庁設置法附則第二項に規定する事務をつかさどる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前二項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>（新設）</u></p>

修正後整備法に伴う改正	改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>十九 子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項</p> <p>二十 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画その他の公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項</p> <p>2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護及び自殺対策の推進に関する政策その他</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>十九 子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項</p> <p>二十 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画その他の公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項</p> <p>2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護及び自殺対策の推進に関する政策その他</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十九 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画その他の公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項</p> <p>2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、少子化及び高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに自殺対策の推進に関する</p>

の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇二七の三 (略)

二 二七の四 少子化に対処するための施策の大綱(少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百二十三号)第七条に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

二 二七の五 子ども・子育て支援法(平成十四年法律第六十五号)に規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること(同法第六十九条に規定する拠出金の徴収に関するものを除く。)

二 二七の六 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に規定するものをいう。)に関する制度に関すること。

二 二八〇四一 (略)

四二一 削除

の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇二七の三 (略)

二 二七の四 少子化に対処するための施策の大綱(少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百二十三号)第七条に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

二 二七の五 子ども・子育て支援法(平成十四年法律第六十五号)に規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること(同法第七十条に規定する拠出金の徴収に関するものを除く。)

二 二七の六 総合こども園(総合こども園法(平成十四年法律第七十七号)に規定するものをいう。)に関する制度に関すること。

二 二八〇四一 (略)

四二一 削除

る政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇二七の三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

二 二八〇四一 (略)

四二一 少子化に対処するための施策の大綱

四十三丁六十三 (略)

第十一条の三 第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十一条の四 第四条第一項第二十号及び第三項第六十二号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第五款 特別の機関

(設置)

第四十条 本府に、北方対策本部、子ども・子育て本部及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定

四十三丁六十三 (略)

第十一条の三 第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十一条の四 第四条第一項第二十号及び第三項第六十二号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第五款 特別の機関

(設置)

第四十条 本府に、北方対策本部、子ども・子育て本部及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定

(少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)第七条に規定するものをいう。)の作成及び推進に關すること。

四十三丁六十三 (略)

(新設)

第十一条の三 第四条第一項第十九号及び第三項第六十二号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第五款 特別の機関

(設置)

第四十条 本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定

めるところにより内閣府に置かれる特別の機
関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に
掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律
（これらに基づく命令を含む。）の定めると
ころによる。

（表略）

（北方対策本部）

第四十一条（略）

（子ども・子育て本部）

第四十一条の二 子ども・子育て本部は、第四
条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四
から第二十七号の六までに掲げる事務をつか
なむ。

2 子ども・子育て本部の長は、子ども・子育
て本部長とし、第十一条の三の特命担当大臣
をもって充てる。

3 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て
本部の事務を統括する。

4 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て
本部の所掌事務を遂行するために必要がある
と認めるときは、関係行政機関の長に対し、
資料の提出、意見の表明、説明その他必要な
協力を求め、又は意見を述べることができる

めるところにより内閣府に置かれる特別の機
関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に
掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律
（これらに基づく命令を含む。）の定めると
ころによる。

（表略）

（北方対策本部）

第四十一条（略）

（子ども・子育て本部）

第四十一条の二 子ども・子育て本部は、第四
条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四
から第二十七号の六までに掲げる事務をつか
なむ。

2 子ども・子育て本部の長は、子ども・子育
て本部長とし、第十一条の三の特命担当大臣
をもって充てる。

3 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て
本部の事務を統括する。

4 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て
本部の所掌事務を遂行するために必要がある
と認めるときは、関係行政機関の長に対し、
資料の提出、意見の表明、説明その他必要な
協力を求め、又は意見を述べることができる

めるところにより内閣府に置かれる特別の機
関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に
掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律
（これらに基づく命令を含む。）の定めると
ころによる。

（表略）

（北方対策本部）

第四十一条（略）

（新設）

5 子ども・子育て本部に、子ども・子育て副
本部長を置く。

6 子ども・子育て副本部長は、子ども・子育て
本部長の職務を助ける。

7 子ども・子育て本部に、所要の職員を置く
。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、
子ども・子育て本部の組織に関し必要な事項
は、政令で定める。

(金融危機対応会議)

第四十二条 (略)

附則

(所掌事務の特例)

第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成
するため、第四条第一項各号に掲げる事務の
ほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれ
ている間、公務員庁設置法附則第一項に規定
する事務をつかさどる。

2~4 (略)

5 内閣府は、第三条第一項の任務を達成する
ため、第四条第三項及び前二項に規定する事
務のほか、それぞれ政令で定める日までの間
、次に掲げる事務をつかさどる。

5 子ども・子育て本部に、子ども・子育て副
本部長を置く。

6 子ども・子育て副本部長は、子ども・子育て
本部長の職務を助ける。

7 子ども・子育て本部に、所要の職員を置く
。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、
子ども・子育て本部の組織に関し必要な事項
は、政令で定める。

(金融危機対応会議)

第四十一条 (略)

附則

(所掌事務の特例)

第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成
するため、第四条第一項各号に掲げる事務の
ほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれ
ている間、公務員庁設置法附則第一項に規定
する事務をつかさどる。

2~4 (略)

5 内閣府は、第三条第一項の任務を達成する
ため、第四条第三項及び前二項に規定する事
務のほか、それぞれ政令で定める日までの間
、次に掲げる事務をつかさどる。

(金融危機対応会議)

第四十一条 (略)

附則

(所掌事務の特例)

第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成
するため、第四条第一項各号に掲げる事務の
ほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれ
ている間、公務員庁設置法附則第一項に規定
する事務をつかさどる。

2~4 (略)

5 内閣府は、第三条第二項の任務を達成する
ため、第四条第三項及び前二項に規定する事
務のほか、それぞれ政令で定める日までの間
、次に掲げる事務をつかさどる。

<p>一〇三 (略)</p> <p>四 (削る)</p>	<p>一〇三 (略)</p> <p>四 (削る)</p>	<p>一〇三 (略)</p> <p>四 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号) 附則第十条に規定する保育緊急確保事業に関すること。</p>
------------------------------	------------------------------	---

内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定

(波線部分は修正による影響部分)

修正後の整備法	政府案
<p>(内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定)</p> <p><u>第七十条</u> 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)の施行の日が附則第四号に掲げる規定の施行の日後である場合には、<u>第六十八条</u>中「附則第一条第五項」とあるのは、「附則第一条第四項」とする。</p>	<p>(内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定)</p> <p><u>第七十五条</u> 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)の施行の日が附則第四号に掲げる規定の施行の日後である場合には、<u>第七十一条</u>中「附則第二条第五項」とあるのは、「附則第二条第四項」とする。</p>

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）

<p>修正後整備法による改正</p>	<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>(所掌事務) 第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六 (略) 七 初等中等教育(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び<u>幼保連携型認定こども園</u>における教育をいう。以下同じ。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。 八～九十七 (略)</p>	<p>(所掌事務) 第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六 (略) 七 初等中等教育(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び総合こども園)における教育をいう。以下同じ。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。 八～九十七 (略)</p>	<p>(所掌事務) 第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六 (略) 七 初等中等教育(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)における教育をいう。以下同じ。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。 八～九十七 (略)</p>

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

<p style="text-align: center;">修正後の整備法</p>	<p style="text-align: center;">政府案</p>
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 <u>第二十五条及び第七十三条の規定</u> 公布の日 二 <u>第六十七条の規定</u> 平成二十五年四月一日 三 <u>第十三条中教育職員免許法附則に一項を加える改正規定</u> 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日 四 <u>第六十八条及び第七十条の規定</u> 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日 五 <u>第六十六条の規定</u> この法律の公布の日又は<u>独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布の日</u>のいずれか遅い日 六 <u>第三十五条の規定</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）<u>附則第三号に掲げる規定の施行の日</u>又は<u>施行日</u>のいずれか遅い日 	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 <u>第二十八条及び第七十八条の規定</u> 公布の日 二 <u>第七十二条の規定</u> 平成二十五年四月一日 三 <u>第十六条中教育職員免許法附則に一項を加える改正規定</u> 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日 四 <u>第七十三条及び第七十五条の規定</u> 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日 五 <u>第三十八条の規定</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）<u>附則第三号に掲げる規定の施行の日</u>又は<u>施行日</u>のいずれか遅い日